

あま市小中学校 I C T 化推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

あま市は、あま市小中学校 I C T 化推進業務を実施するにあたり、業務の円滑かつ効率的な運営及び高品質なサービスの提供を確保するために、優れた受託候補者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

あま市小中学校 I C T 化推進業務

(2) 業務内容

ア 別紙「あま市小中学校 I C T 化推進業務仕様書(以下「仕様書」という。))のとおりとする。ただし受託候補者との協議により企画提案内容に応じて仕様書を変更することがある。

イ 受託候補者は、教職員に対して導入機器の研修を行い、供用開始から教職員が業務を行えるようにすること。それに係る経費は受託候補者の負担とする。

(3) 業務期間

ア 履行期間は、契約締結日の翌日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日までとする。

イ 構築期間は、契約締結日の翌日から令和 7 年 8 月 3 1 日までとし、令和 7 年 9 月 1 日より本稼働とする。

ウ 運用期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日までとする。

(4) 見積金額

ア 本業務に係る見積金額は 5 7 1 , 0 3 4 , 9 0 0 円(消費税及び地方消費税を含まない。)を上限とする。

イ 受託候補者は提案した明細通りの機器を見積金額以下でリース会社に売り渡し、本市は指名競争入札により落札したリース会社と長期継続契約を締結する予定である。

ウ 本業務における見積金額は、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書及び見積内訳書を提出すること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領(平成 2 2 年あま市訓令第 4 4 号)に基づく指名停止の措置、又は愛知県若しくは愛知県内の地方自治体から指名を停止され、若しくはそれに準ずる措置を受けていない者であること。

(3) あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱(平成 2 2 年あま市訓令第 4 6 号)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(4) 参加意向申出書(様式 2)の提出期限までに、令和 6 ・ 7 年度あま市入札参加資格名簿

に登録されている者であること。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがされていないこと。
- (6) 愛知県・岐阜県・三重県及び静岡県いずれかに事業所を有し、かつ、緊急時に2時間以内に対応がとれること。
- (7) 提案者はISO/IEC27001又はプライバシーマークの資格認定を受けている者であること。
- (8) 過去5年間において、本業務で提案するシステムの導入実績を有する者であること。

4 スケジュール

内容	期日等
実施要領等の公表及び配布期間	令和6年6月10日(月)午前9時から 令和6年7月12日(金)午後5時まで
実施要領等に関する質疑の受付期間※	令和6年6月17日(月)午前9時から 令和6年6月28日(金)午後5時まで
質疑への回答期限	令和6年7月8日(月)
参加意向申出書等の提出期限※	令和6年7月12日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和6年7月19日(金)
企画提案書提出期限※	令和6年8月7日(水)午後5時
審査案内通知	令和6年8月22日(木)
プレゼンテーション審査	令和6年9月27日(金)
結果発表(公表・通知)	令和6年9月30日(月)

※本市に提出が必要なもの

5 実施要領の公表及び配布

(1) 期間

令和6年6月10日(月)午前9時から令和6年7月12日(金)午後5時まで

(2) 方法

本市公式ウェブサイトからダウンロード

6 質疑及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限

令和6年6月17日(月)午前9時から令和6年6月28日(金)午後5時

(3) 提出方法

電子メールに質問書(様式1)をファイル添付して送信すること。(.xlsx形式)提出した場合は、事務局に対して電話で受信の確認を行うこと。

(4) 回答

全ての質問の回答は、令和6年7月8日(月)までに、本市公式ウェブサイトに掲載する。なお、提案や見積金額に無関係な質問には回答しない。

(5) その他

電話又は口頭による質問は受け付けない。なお、仕様に関する質疑なき事項については、合理的な範囲で本市の解釈どおり実施すること。

7 参加意向申出手続

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式2)※正本のみに添付(要押印)
- イ 会社概要書(様式3)
- ウ 業務実績表(様式4)

(2) 提出期限等

- ア 提出期限：令和6年7月12日(金)午後5時
- イ 提出場所：「15 担当」に同じ
- ウ 提出部数：正本各1部、副本各14部(複写可)
- エ 提出方法：持参又は郵送
 - ・持参の場合は、事前に提出日時を連絡すること。
 - ・郵送の場合は、提出期限日必着とした「特定記録郵便」又は「簡易書留」若しくは「レターパック」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(3) 参加資格審査

上記(1)及び(2)により手続した者のうち、本プロポーザルに係る企画提案書等を提出できる者の選定は、参加資格を有すると認められた者を担当において審査するものとする。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格審査結果通知書により、その旨及び企画提案書等の提案者として依頼する文書を、令和6年7月19日(金)付けで発送する。

8 説明会

説明会は実施しないものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限等

- ア 提出期限：令和6年8月7日(水)午後5時
- イ 提出場所：「15 担当」に同じ
- ウ 提出部数：正本各1部、副本各14部(複写可)
- エ 提出方法：「7-(2)-エ 提出方法」に同じ

(2) 企画提案書の項目と内容については、別紙「受託候補者決定基準」を参照のこと。

(3) 提出書類一覧

提出書類名	提出上の注意事項
提案書(様式5)	・ 正本のみに添付(要押印)
業務実施体制(様式6)	・ 様式6備考1～5の記載事項に留意し作成すること。
企画提案書(任意様式)	・ 別紙「受託候補者審査基準」を参照すること。
機能評価書(MS-Excel データ)	・ 指定ファイルに記入の上電子メールに添付

	して返信すること。
見積書(様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用期間中の全ての経費を合計し作成すること。 ・ 積算内訳書は任意の様式を用いて、詳細にメーカー、型番を含むこと。行毎に数量・納入希望単価を記載し“合計からの値引き”はしないこと。 ・ ①機器等、②保証料、使用料、使用許諾費等、③構築時役務、④継続的役務の区分をし、②、④については期間を明示すること。※積算内訳書は、MS-Excel(.xlsx)形式でも提出すること。 ・ 消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 留意事項

提出書類については、当該書類の受理後において、差し替えや追加、削除は認めない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合、参加資格を失うものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がなかった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 見積金額が、上限額を超えた場合は、本プロポーザルにおいて失格とする。

11 審査方法

提出があった企画提案書等の内容を踏まえ「あま市小中学校ICT化推進業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準に基づいて評価を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

- ア 企画提案書の内容について「提案書評価項目表」に基づき第1次審査を実施する。
- イ 見積金額について「価格評価点計算式」に基づき第1次審査を実施する。
- ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内について、令和6年8月22日(木)付けで全提案者に通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ア 第1次審査の結果、評価点が上位4者を選定し、第2次審査を実施する。
- イ 開催日及び開催場所
令和6年9月27日(金)
詳細については、令和6年8月22日(木)付けの発送文書内に記載する。
- ウ プレゼンテーションについて「プレゼンテーション評価項目表」に基づき第2次審査を実施する。

エ プレゼンテーション時の注意事項

- ・提出した企画提案書によりプレゼンテーションを行うこと。企画提案書以外の資料や追加提案は認めない。
- ・1者につきプレゼンテーションを25分以内、審査委員による質疑応答を25分以内、準備及び片付けを含め60分を超えることはできない。
- ・プレゼンテーションへの出席者は、PC等の操作員を含め4名以内とする。
- ・PC等を使用する場合、各自で準備すること。また、スクリーン及び電源4口は用意するが、その他、プロジェクターを含む必要な機材は参加者が持参し、機材の操作を行うこと。
- ・プレゼンテーション会場での事前練習は認めないが、下見見学は可能とする。
ただし、希望する場合は、事前に「15 担当」に電話により連絡すること。

1.2 審査結果

(1) 受託候補者の特定

審査委員会において、第1次及び第2次審査の評価点を踏まえ、評価点が最も高い者を受託候補者とし、2番目に高い者を次点候補者とする。また、最優秀提案者が複数ある場合は、審査委員会委員長が決するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、全提案者に公募型プロポーザル審査結果通知書により令和6年9月30日(月)付けで通知する。

(3) 審査結果の理由説明

審査結果の理由について、説明を希望する場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定めるところにより、説明を求めることができる。

ア 提出様式：任意様式とする。ただし、日本産業規格A4判を用いること。

イ 提出場所：「15 担当」に同じ

ウ 提出方法：「7-(2)-エ 提出方法」に同じ

(4) 回答

回答は提出のあった日から起算して5日以内に書面により行う。

1.3 契約方法

(1) 契約

ア 受託候補者と、見積金額、支払条件、実施体制、相談案件への対応、企画提案書の内容を協議し、反映した仕様書を作成する。

イ 仕様書の内容をもとに指名競争入札を実施し、落札したリース会社と本市において当該賃貸借契約を締結する。

ウ 受託候補者は、リース会社に対して役務の提供をするものとする。

エ 受託候補者となった者が、辞退又はその他の理由により当該業務賃貸借を受託できない場合は、次点候補者と協議するものとする。

(2) 契約金額

「2(4) 見積金額」以内とする。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに要した資料作成等の費用については、提案者の負担とする。

- (2) 辞退届(様式8)が提出された場合は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
なお、プロポーザルの参加は任意であり、いかなる時期においても参加を辞退することができ、辞退をしたことにより、その後不利益な取り扱いは行わない。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類については、業務目的以外のものへの使用及び返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、あま市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類に虚偽を記載し、無効とされた場合は、その者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 手續において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) あま市情報公開条例(平成22年あま市条例第7号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となるが、提案者が事業を営む上で正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については、特定後開示とする。

1.5 担当

あま市教育委員会 教育部 教育総務課

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

担当 加藤・黒瀬

電話 052-485-6020(直通)

FAX 052-443-8210

E-mail kyoikusomu@city.ama.lg.jp